

手続き対象有無確認用フローチャート

① 平成 18 年 4 月 2 日生～平成 19 年 4 月 1 日生
(高校 3 年生相当) の子がいる。

いいえ

手続き不要

はい

② 令和 7 年 4 月 1 日以降も①の子を、
監護相当及び生計費の負担をする予定である。

監護相当の条件

大学生年代（年度の末時点で 19 歳～22 歳）の子で、（A）監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、（B）生計費を負担していること。

A：監護相当の具体例

- ・同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている。
- ・別居しているが、定期的な連絡・面会等をしている。

B：生計費負担の具体例

- ・生活費（食費、家賃等）の支出
- ・学費の支出

<注意>

子の収入は問わないため、就労等による収入を得ていても、上記条件を満たしていればカウントに含めることができます。

いいえ

手続き不要

はい

③ 令和 7 年 4 月 1 日時点で
0 歳から 18 歳未満の子（児童手当支給対象年代）があり、
18 歳以上 22 歳未満の子（大学生年代）
と合わせて 3 人以上いる。

<注意>

子が婚姻しているなどにより、児童手当の受給者と別に独立して生計を営んでいる場合は除いてください。

いいえ

手続き不要

はい

手続きが必要です